

許可地域のうち、第3種許可地域として指定する幹線道路

制定 平成14年7月2日 仙台市告示第797号

仙台市屋外広告物条例（平成元年仙台市条例第4号）第7条第3項及び第26条の規定により、市長が指定する幹線道路を次のとおり指定し、平成14年8月1日から施行する。

幹線道路	指定する区間
一般国道4号 (仙台バイパス)	仙台市内全区間
一般国道45号	一般国道4号線を始点とした多賀城市境までの区間
主要地方道仙台・塩釜線 (産業道路)	
主要地方道仙台・松島線 (利府街道)	一般国道4号線を始点とした利府町境までの区間